

会報

平成30年度 獨協医学会評議員会

日時：令和元年6月6日（木）15：00～  
場所：大学本部棟2F・No.2会議室

1. 第46回獨協医学会学術集会一般演題優秀賞授与式  
挨拶 ……………会長 吉田謙一郎
2. 第46回獨協医学会学術集会一般演題優秀賞授与式  
……………会長 吉田謙一郎
3. 平成30年度評議員会開催の会長挨拶  
……………会長 吉田謙一郎
4. 報告事項
  - 1) 会員現況について ……副運営委員長 石光俊彦
  - 2) 平成30年度事業報告について  
……………副運営委員長 石光俊彦
  - 3) 平成30年度決算報告について ……会計 西山 緑
  - 4) 獨協医学会会則の改定について  
……………運営委員長 千種雄一
  - 5) その他 ……………運営委員長 千種雄一
5. 審議事項
  - 1) 名誉会員の承認について ……運営委員長 千種雄一
  - 2) 令和元年度事業計画（案）について  
……………副運営委員長 石光俊彦
  - 3) 獨協医科大学規程集の評議員選出内規の  
一部改正について ……運営委員長 千種雄一
  - 4) 2019年度会計予算（案）について  
……………会計 西山 緑

第46回 獨協医学会学術集会 一般演題優秀賞授与式

【受賞者3名】

最優秀賞 医学部3年生 <sup>もりとのりあき さぎ みづき</sup> 森戸紀昌・鷺 瑞月  
「フルバスタチンによる胸腺がん抑制」

優秀賞

埼玉医療センター 脳神経内科 <sup>あかいわやすひさ</sup> 赤岩靖久  
「脳ドック受診者における睡眠時呼吸障害と無症候性脳血管障害との関連についての検討」

優秀賞 整形外科 <sup>あさのふとし</sup> 浅野太志

「成人脊柱変形の3D歩行解析  
～腰曲がり患者が歩けなくなる原因の解明～」

報告事項

1) 会員現況について  
(H31.3.31現在)

1. 名誉会長	4名
名誉会員	89名
壬生	506名
埼玉医療センター	167名
日光医療センター	14名
学外	222名
合計	1,002名
2. 評議員	81名
3. 運営委員・会計監査員	24名

2) 平成30年度事業報告について

Dokkyo Journal of Medical Sciences（獨協医学会雑誌）の発刊及び配布状況について

○発刊状況

巻号 (発刊年)	投稿数						頁数				
		総説	原著	症例報告	特集	短報	計	論文集		計	
								医学会 会報	抄録		
Vol. 45, No. 2 (2018. 7. 25)	英文	0	3	1	0	0	4	31	0	0	31
	和文	0	0	0	0	0	0	0	9	27	36
Vol. 45, No. 3 (2018. 10. 25)	英文	0	1	0	0	0	1	9	0	0	9
	和文	0	1	1	9	0	11	87	0	0	87
Vol. 46, No. 1 (2019. 3. 25)	英文	0	4	0	0	0	4	29	0	0	29
	和文	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○配布状況

号巻 (発刊年)	個人 会員	名誉 会員	交換寄贈 国内	交換寄贈 国外	献本・図書館 (広告業者)	合計
Vol. 45, No. 2 (2018. 7. 25)	832	82	140	35	25 (5)	1119
Vol. 45, No. 3 (2018. 10. 25)	815	88	140	35	25 (3)	1106
Vol. 46, No. 1 (2019. 3. 25)	799	87	140	35	25 (3)	1089

## 3) 平成30年度決算報告について

## 平成30年度 獨協医学会 決算報告書

## 1. 収入の部

(単位 円)

科 目	30年度予算額	30年度決算額	差 異	摘 要
前年度より繰越 (A)	8,724,135	8,724,135	0	
会費	4,200,000	3,820,000	380,000	5,000円/年
父兄会協賛金	700,000	700,000	0	
同窓会協賛金	300,000	500,000	△200,000	
別刷料・掲載料	160,000	183,500	△23,500	Vol. 45-1・2・3
広告掲載料	500,000	330,000	170,000	
抄録利用料	10,000	18,306	△8,306	科学技術振興機構・医学中央雑誌刊行会
預金利息	500	465	35	
小 計 (B)	5,870,500	5,519,439	351,061	
収入の部合計 (A + B)	14,594,635	14,243,574	351,061	

## 2. 支出の部

(単位 円)

科 目	30年度予算額	30年度決算額	差 異	摘 要
出版費	5,500,000	3,440,516	2,059,484	Vol.45-1, 2, 3・編集・英文校正料
依頼原稿謝礼	270,000	270,000	0	特集45-3 (9名)
査読謝礼	200,000	96,000	104,000	Vol. 45-2, 3・46-1
総会費	500,000	516,818	△16,818	講演謝礼・交通費・印刷代他
学会奨励賞	200,000	300,000	△100,000	30年度分
共催補助	800,000	799,899	101	講演会・研究会補助
雑費	500,000	463,759	36,241	送料・消耗品他
小 計 (A)	7,970,000	5,854,160	2,083,008	
次年度へ繰越 (B)	6,624,635	8,389,414	△1,731,947	
支出の部合計 (A + B)	14,594,635	14,243,574	351,061	

上記 平成30年度決算書を監査した結果、相違ないことを認めます。

令和元年 5月 8日

令和元年 5月 8日

会計監査

会計監査

春山 康夫 印

宮本 雅之 印

## 4) 獨協医学会会則の改定について

## 獨協医学会会則

制定：昭和49年12月7日

改正：昭和57年12月1日

改正：昭和60年9月1日

改正：平成6年7月1日

改正：平成7年12月2日

改正：平成10年12月5日

改正：平成11年12月4日

改正：平成15年12月6日

改正：平成25年4月1日

改正：平成30年4月1日

改正：平成31年4月1日

## (名称)

第1条 本会は、獨協医学会と称する。

## (事務所)

第2条 本会は、事務所を獨協医科大学（以下「本学」という。）内に置く。

## (目的)

第3条 本会は、医学・医療の進歩を図ることを目的とする。

## (会員)

第4条 本会は、本学の教職員（大学院生を含む。）及び関係者をもって組織する。

2 会員は、名誉会長、名誉会員、正会員、賛助会員及び特別会員とする。

3 名誉会長は、歴代の会長とする。

4 名誉会員は、65歳定年退職者で常勤教授及び本会に多大の貢献をし、5年以上の会員歴を持つもので、評議員会の承認を得たものとする。  
名誉会員資格：次の項目のいずれかを充たし、評議員会で承認された者：

- 1) 獨協医科大学の定年退職時に常勤教授職にあった会員歴5年以上の会員で、定年退職時に会員であった者
- 2) 獨協医科大学の教職員（常勤教授以外）であった会員歴10年以上の会員で、定年退職時に会員であり、本会に多大な貢献（例えば、評議員歴3期6年以上、運営委員、その他の役職など）をした者

5 正会員は本学の教職員とし（大学院生含む。）及び関係者とし、正会員の入会は、別に定める手続きによる。

6 本会の目的に賛同し、しかるべき寄付を行った者は、会長の承認を得て、賛助会員となる

ことができる。

7 前各項に該当しない者で、本会に多大の貢献したものは、評議員会の承認を得て特別会員となることができる。

## (会費)

第5条 会員は、別に定める会費を毎年納付しなければならない。ただし、名誉会長、名誉会員及び特別会員はこれを免除する。

ただし、会長及び運営委員長が認めた場合には会費を免除することができる。

## (役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

名誉会長 1名

会 長 1名

監 事 2名

運営委員 若干名

評議員 第10条に定めるところによる。

## (会長)

第7条 会長は、獨協医科大学学長とし、本会を代表し、会務を総理する。

## (監事)

第8条 監事は、評議員の互選により選出し、本会の会計を監査する。

2 監事は、他の役員を兼ねることができない。

## (運営委員)

第9条 運営委員は、評議員のうちから会長が委嘱する。

## (評議員)

第10条 評議員は、正会員のうちから選出する。

2 評議員の数及び選出方法については、別に定める。

## (任期)

第11条 会長の任期は獨協医科大学長の任期とし、他の役員の任期は2年とする。

ただし、再任を妨げない。

2 会長を除く役員の欠員の補充による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (運営委員会)

第12条 運営委員会は、運営委員会により組織する。

2 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、互選により選出する。

3 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

4 運営委員会は、本会の庶務、会計及び機関誌の編集等を行う。

5 運営委員会は、評議員会に提案する事項につ

いてあらかじめ審議する。

(評議員会)

第13条 評議員会は、評議員会により組織する。

2 評議員会は、通常年1回会長が招集し、その議長となる。

ただし、必要に応じて臨時に召集することができる。

3 評議員会は、本会の事業、決算、予算及び重要事項について審議する。

4 評議員会の決定事項については、会員に通知しなければならない。

(学術集会等)

第14条 本会は、毎年1回「獨協医学会学術集会」を開催する。

2 本会は、前項のほか、例会、講演会、研究会等を随時開くものとする。

3 前2項における発表は、原則としては会員に限るものとする。ただし、会長の承認を得て会員以外の者も発表することができる。

(機関誌の刊行)

第15条 本会は、機関誌として“Dokkyo Journal of Medical Sciences”一獨協医学会雑誌一を定期的に刊行し、会員に配布する。

(経費)

第16条 本会に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会則の改廃)

第18条 この会則の改廃は、評議員会の承認を必要とする。

(細則)

第19条 この会則の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、昭和49年12月7日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成7年12月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年12月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年12月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年12月6日から施行する。

2 改正後の第17条の規定は、平成17年度会計から適用し平成16年度会計は、平成15年12月1日から平成17年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

5) その他

・第47回 獨協医学会学術集会 一般演題発表の日程

開催日：令和元年12月7日（土）

場 所：創立30周年記念館『ホワイエ』

## 審議事項

- 1) 名誉会員の承認について（平成31年4月1日付）  
秋山一文 大類方巳 犬飼敏彦 鈴木利根  
酒井良彦 上田善彦 (計6名)
  
- 2) 2019年度事業計画（案）について  
『DJMS—獨協医学会雑誌—』の発刊及び配布について
  1. 発刊回数 3回
  2. 発刊頁数 360頁（120頁×3回）
  3. 発刊部数 3,900部（1,300部×3回）
  4. 発刊時期及び締め切り  
Vol. 46, No. 2  
2019. 7月発刊・2019. 2月末日締  
Vol. 46, No. 3  
2019. 10月発刊・2019. 5月末日締  
Vol. 47, No. 1  
2020. 3月発刊・2019. 10月末日締
  
- 3) 獨協医科大学規程集の評議員選出内規一部改正について  
獨協医科大学規程集の評議員選出内規の選出分野の表記を一部改正いたします。なお、改正事項は既に平成30年3月26日の運営委員会で承認されております。

獨協医学会評議員選出内規の一部を改正する新旧対照表

新	旧
<b>獨協医学会評議員選出内規</b>	<b>獨協医学会評議員選出内規</b>
平成 11 年 12 月 4 日制定	平成 11 年 12 月 4 日制定
改正 平成 25 年 4 月 1 日 <u>令和元年 6 月 6 日</u>	改正 平成 25 年 4 月 1 日
(目的)	(目的)
第 1 条 この内規は、獨協医学会会則第 10 条第 2 項の規定に基づき、獨協医学会評議員（以下「評議員」という。）の選出分野、数及び選出方法について定めることを目的とする。	第 1 条 この内規は、獨協医学会会則第 10 条第 2 項の規定に基づき、獨協医学会評議員（以下「評議員」という。）の選出分野、数及び選出方法について定めることを目的とする。
(評議員の選出分野)	(評議員の選出分野)
第 2 条 評議員の選出分野は、次のとおりとする。	第 2 条 評議員の選出分野は、次のとおりとする。
<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基礎医学及び臨床医学の各講座</li> <li>(2) 基本医学連絡会所属の各部門</li> <li>(3) 埼玉医療センターの各診療科</li> <li>(4) 看護学部</li> <li>(5) 支援センター連絡会所属の各センター</li> <li>(6) 大学病院の薬剤部、看護部</li> <li>(7) 埼玉医療センターの薬剤部、看護部</li> <li>(8) 日光医療センターの診療科又は薬剤部、看護部</li> <li>(9) 前各号以外の部署で会長が認めたもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基礎医学及び臨床医学の各講座</li> <li>(2) 基本医学</li> <li>(3) 越谷病院の各診療科</li> <li>(4) 看護学部</li> <li>(5) 国際協力支援センター</li> <li>(6) 実験動物センター</li> <li>(7) 大学病院の薬剤部</li> <li>(8) 越谷病院の薬剤部</li> <li>(9) 日光医療センターの診療科又は薬剤部</li> </ol>
(評議員の数)	(評議員の数)
第 3 条 評議員の数は前条各号に定める各部署についてそれぞれ原則 1 名とし、第 2 条 (2) (4) (5) (8) については若干名とする。	第 3 条 評議員の数は、前条各号に定める各部署についてそれぞれ 1 名とする。
(評議員の選出方法)	(評議員の選出方法)
第 4 条 評議員は、第 2 条に定める各部署の長が推薦する。	第 4 条 評議員は、第 2 条に定める各部署の長が推薦する。
(内規の改廃)	(内規の改廃)
第 5 条 この内規の改廃は、評議員会の議を経て決定する。	第 5 条 この内規の改廃は、評議員会の議を経て決定する。
附 則	附 則
この内規は、平成 11 年 12 月 4 日から実施する。	この内規は、平成 11 年 12 月 4 日から実施する。
附 則	附 則
この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。	この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附 則	
この内規は、令和元年 6 月 6 日から施行する。	

## 4) 令和元年度予算（案）について

**令和元年度 獨協医学会 予算案**  
 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

## 1. 収入の部

(単位 円)

科 目	令和1年度予算額	30年度予算額	差 異	摘 要
前年度より繰越 (A)	8,389,414	8,724,135	△334,721	
会 費	4,100,000	4,200,000	△100,000	820名×5,000円
医大補助	0	0	0	
父兄会協賛金	700,000	700,000	0	
同窓会協賛金	500,000	300,000	200,000	
別刷料・掲載料	160,000	160,000	0	Vol. 46-1・2・3
広告掲載料	300,000	500,000	△200,000	
抄録利用料	10,000	10,000	0	科学技術振興機構他
預金利息	500	500	0	足銀・栃銀
小計 (B)	5,770,500	5,870,500	△100,000	
収入の部合計 (A + B)	14,159,914	14,594,635	△434,721	

## 2. 支出の部

(単位 円)

科 目	令和1年度予算額	30年度予算額	差 異	摘 要
出版費	4,500,000	5,500,000	△1,000,000	Vol. 46-1, 2, 3・編集・英文校正料
依頼原稿謝礼	390,000	270,000	120,000	特集46-3 (13名)
査読謝礼	200,000	200,000	0	Vol. 46-2, 3・Vol. 47-1
総会費	550,000	500,000	50,000	講演謝礼・交通費・印刷代等
学会奨励賞	300,000	200,000	100,000	31年度分
共催補助	800,000	800,000	0	講演会・研究会補助
雑費	500,000	500,000	0	送料・消耗品等
小計 (A)	7,240,000	7,970,000	△730,000	
次年度へ繰越 (B)	6,919,914	6,624,635	295,279	
支出の部合計 (A + B)	14,159,914	14,594,635	△434,721	